

札幌市立学校消防用設備等点検業務（〇〇区）仕様書

札幌市立学校（付属施設含む）に設置されている消防用設備等の機能を保全し、もって防災体制の確立と消防用設備の円滑な運用を期するために行う点検の業務を遂行するため、実施にあたっては下記によるほか、「消防法」、「建築基準法」その他関係法令を遵守し、併せて委託者の指示によるところとする。

1 業務期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

2 防火対象物

別添「消防用設備等点検業務防火対象校一覧表」のとおり

別添「点検個数内訳書」のとおり

3 対象設備

各防火対象物に設置されている次の設備とする。

- (1) 消火器具
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) 屋外消火栓設備
- (4) 動力消防ポンプ設備
- (5) ハロゲン化物消火設備
- (6) 自動火災報知設備
- (7) 非常警報器具及び設備
- (8) 漏電火災警報器
- (9) 避難器具（救助袋、避難はしご・すべり台）
- (10) 誘導灯及び誘導標識
- (11) 非常電源専用受電設備
- (12) 散水、連結送水設備
- (13) 蓄電池設備（自家発始動用）
- (14) 自家発電設備
- (15) 配線点検
- (16) 非常用コンセント設備
- (17) 消火栓ホース（耐圧性能検査）

4 業務実施計画

業務実施に先立ち、各施設ごとの点検実施予定日を示した「年間実施計画書」を作成し、委託者に提出するものとする。なお、特別な事由により実施日の変更の必要があるときは、委託者に報告し承認を得るものとする。

また、委託者の都合により実施日に変更があり得る。この場合、委託者は事前に受託者へ連絡するものとする。

5 業務内容

受託者は、次の業務を実施するものとする。

- (1) 消防法施行規則第31条の6第1項の規定に基づく点検周期により、本仕様書第2項で定める防火対象物の機器点検及び総合点検を行う。
- (2) 点検の結果、消防用設備等に異常が発見されたときは、(3)に定める軽易な異常を除き必要な処置について、別に指定する様式により、7で定める作業完了報告に添付して委託者へ通知するものとする。
- (3) 次の軽易な異常の処置については、即日に改善するものとする。なお、改善に必要な部品類については、受託者からの請求に基づき委託者より別途支給する。
 - ア) 消火器の安全栓及び封印紙
 - イ) 標識（消火器標識、屋内消火栓用標識、屋内消火栓使用説明用標識、救助袋使用説明用標識、救助袋格納庫用標識、救助袋設置場所標識、避難口用標識）
 - ウ) 電球（屋内消火栓表示灯、屋内消火栓発信機、受信機表示灯、屋内消火栓リレーボック

ス)

エ) その他(受信表示灯ヒューズ)、発信機押ボタンカバー、屋内消火栓表示灯グローブ、屋内消火栓ボックス修理用ネジ、屋内消火栓ヒューズボックス蓋)

- (4) 点検の結果異常のない設備等及び改善処置の完了した設備等には点検業者、点検日時等がわかる点検済票を貼付する。
- (5) 点検終了後、別に指定する作業完了報告書により点検実施校の確認を受ける。
- (6) 各施設に設置されている消防用設備等について、別添の点検個数内訳書に掲げる項目に倣い、それぞれの設備設置個数を施設ごとに記入し、数量集計表を作成する。なお、3の各号に掲げる設備以外の消防用設備が新たに設置された場合については、これについても記載し作成するものとする(前期完了後及び後期完了後に提出)。
- (7) 委託者より供与される学校平面図に、消火器、屋内消火栓設備(屋外含む)、避難器具、誘導灯、誘導標識等の設置場所を記入し、消防用設備の配置図を作成する。
- (8) 自動火災報知機受信機及び非常放送用防災アンプについて、銘板記載のメーカー・型番・製造年数等の調査票を作成する。
- (9) 委託者より供与される学校平面図に、各施設に設置されている非常用照明器具について記入し、それぞれの設置個数、設置箇所(エリア)、形(電池内蔵式か別置か)を施設ごとに記入し、別途集計表を作成する。
- (10) 消火栓ホース耐圧性能検査の対象消火栓は、1号消火栓(易操作性1号消火栓及び2号消火栓を除く。)でホースの製造年が1976年から1995年までのものとする。
- (11) 消火栓ホース耐圧性能検査の方法は、平成14年6月11日付け「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(消防予第172号)別添「消防用設備等の点検要領」に基づくこととする。
- (12) 消火栓ホース耐圧性能検査の結果、不合格となったホースについては、赤字で印を付けることとする。
- (13) 消火栓ホース耐圧性能検査は、1度目の点検時に行い、検査結果について、別紙様式に基づき報告書を作成すること。

6 結果報告

- (1) 平成18年度に、消防法施行規則第31条の6第2項に規定される消防署長への報告期間に該当する防火対象物(別添「消防用設備等点検業務防火対象校一覧表」)
 - ア) 受託者は、各防火対象物の総合点検完了の都度、点検結果報告書を所定の様式により2部作成し、各対象施設の管理者印を押印したものを所轄消防署長へ提出するものとする。
 - イ) 受託者は、各防火対象物の外観・機能点検完了の都度、点検結果報告書を所定の様式により1部作成し、各防火対象物の防火管理者へ提出するものとする。
- (2) 平成18年度に、消防法施行規則第31条の6第2項に規定される消防署長への報告期間に該当しない防火対象物(別添「消防用設備等点検業務防火対象校一覧表」)
受託者は、各防火対象物の点検完了の都度、点検結果報告書を所定の様式により1部作成し、各防火対象物の防火管理者へ提出するものとする。

7 作業完了報告

受託者は、毎月の業務完了の都度、5(5)で定める作業完了報告書を業務完了届に添付して委託者に提出するものとする。

8 責任者の選定

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、点検資格者の中から監督者1名を定め氏名等を記載した書面及び別途委託者が指示する書面を委託者へ提出すること。

9 安全の保持

受託者は、業務の実施にあたって、受託者の従業員及び第三者、各防火対象物の児童生徒等に対する事故防止に留意すること。

10 服装及び名札

業務に従事する者は、常に清潔な服装を着用することとし、胸部に名札を付けること。

11 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携行させること。

12 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

13 その他

- (1) この業務は有資格者を含む3名以上の者で行うこととする。
- (2) この業務の実施に当たっては、下記の要件を満たす者が含まれることとし、有資格者については、あらかじめ氏名等を記載した書面及び別途委託者が指示する書面を委託者へ提出すること。

消防用設備等	資格者 (根拠法令：消防庁告示第2号)	点検人員等
消火器具	第6類の乙種消防設備士 第1種消防設備点検資格者	* 各設備ごと有資格者1名以上が必要 * 有資格者の重複は可とする
屋内外消火栓設備	第1類の甲種消防設備士 第1類の乙種消防設備士 第1種消防設備点検資格者	
ハロゲン化物消火設備	第3類の甲種消防設備士 第3類の乙種消防設備士 第1種消防設備点検資格者	
自動火災報知設備 非常警報器具及び設備	第4類の甲種消防設備士 第4類の乙種消防設備士 第2種消防設備点検資格者	
漏電火災警報器	第7類の乙種消防設備士 第2種消防設備点検資格者	
避難器具	第5類の甲種消防設備士 第5類の乙種消防設備士 第2種消防設備点検資格者	
誘導灯及び誘導標識	第4類の甲種消防設備士 第4類の乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士 上記の資格者で電気工事士又は、電気主任技術者を持っている者 第2種消防設備点検資格者	
非常電源専用受電設備	第1種消防設備点検資格者 第2種消防設備点検資格者	
散水、連結送水設備	第1類の甲種消防設備士 第2類の甲種消防設備士 第1類の乙種消防設備士 第2類の乙種消防設備士 第1種消防設備点検資格者	
自家発電設備	第1類の甲種消防設備士 第1類の乙種消防設備士 第2種消防設備点検資格者 上記の資格者で第1種自家用発電設備専門技術者（保守部門）の資格を有する者が望ましい。	

- (3) 業務の実施に必要な工具器具は、受託者の負担とする。
- (4) 点検済票は、受託者の負担とする。
- (5) 業務の実施にあたって、受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等については、一切受託者において責任をもって処理すること。

- (6) 業務上の負傷又は死亡等の事故については、一切受託者の責任とする。
- (7) 業務の実施にあたっては、各防火対象物の防火管理者の指示及び立会いを受けること。
- (8) 各防火対象物の防火管理者から、設備に関しての使用方法や訓練の指導等について要請があった場合は、適正に対応すること。
- (9) 各防火対象物の防火管理維持台帳の管理及び記載方法について、防火管理者に対し適切な助言を行うこと。
- (10) 業務実施に伴い、消火液等廃棄物が出る場合は、適切に処理すること。
- (11) 緊急時に防火管理者から要請があった場合は、適正に対応すること。